

生徒指導に関する基本的な方針

「つなぐ・育てる」生徒指導への転換

— 心豊かにたくましく生きる神戸の子供を育てる生徒指導 —

神戸市においては、これまで教職員一体となって、児童生徒に寄り添い、手厚く丁寧な生徒指導を行ってきた。学校の荒れや不登校、いじめ問題等、様々な課題に対しては、その時々に応じて生徒指導のあり方を模索し、懸命に取り組んできた。

しかしながら、未だ旧態依然とした管理的指導が見られるなど生徒指導に課題があるのも事実であり、対処療法的な生徒指導から脱却する時期にきている。児童生徒の将来を見据えれば、これからの時代は、自分で考え、自分で判断し、行動できる力をいかに育てていくかが求められている。

先達が脈々と築いてきた神戸の教育のよさを継承しながらも、神戸の教職員一人ひとりが生徒指導のあり方を再確認し、神戸の児童生徒が互いにつながり合い、自立するように、「つなぐ・育てる」生徒指導へと大きく転換させていかなければならない。

生徒指導の基本

- 一、児童生徒を一人の人間として理解し、人権を尊重する
- 一、一方的に価値観を押し付けるのではなく、児童生徒を自立に導く
- 一、生徒指導関係教員を中心に、児童生徒の安全を最優先とした生徒指導体制を整備する
- 一、生徒指導において保護者はチームの一員であり、互いの信頼関係を築くことに努める
- 一、日頃から関係機関等と連携を図り、事案が発生した時はためらわずに相談する
- 一、客観的事実に基づく記録を作成し保存する
- 一、学校生活のルールや決まり(校則など)は、児童生徒・保護者に事前に周知し、適切に運用する

令和3年6月 神戸市教育委員会



児童生徒を一人の人間として理解し、人権を尊重する

- 児童生徒一人ひとりの人権を尊重する観点から、生徒指導を行う中で、暴力的な言動や恫喝的な言葉、体罰を用いることは決して許されない。
- 特別な支援や配慮を必要とする児童生徒等、多様性を視野に入れた生徒指導を心掛ける。児童生徒の生育歴をはじめ、家庭状況や友人関係、性格や特性を掴むとともに、組織として情報を共有する。

一方的に価値観を押し付けるのではなく、児童生徒を自立に導く

- 自己指導能力（その時、その場でどのような行動をとる事が適切であるか、自分で判断して行動する力）を身につける指導を行う。そのためには、児童生徒に質問を投げかけるなど、児童生徒自身に振り返らせたり、考えさせたりする指導を行う。
- 教員が正しいと思うことであっても、児童生徒に対して一方的に価値観を強要したり、押し付けたりすることがないよう指導する。連帯責任を負わせる指導は好ましくない。
- 事実確認と指導は分けて行う。問題行動そのものだけでなく、その行為に至った経緯、客観的事実を丁寧に聴き取る。原則複数の教職員で行い、指導中に児童生徒を一人にはしない。
- 指導する内容によっては、スクールカウンセラーや青少年育成センター、少年サポートセンター、こども家庭センター等の関係機関と連携する。
- 指導が困難な事案などは、学校や教員一人だけで抱え込まず、事務局関係課や学校法務専門官（弁護士）に相談し、内容によっては、警察や家庭裁判所等の法的措置も検討する。
- 児童生徒や保護者の価値観が多様であることを前提に、学校法務専門官（弁護士）などに相談し、法的視点を意識しながら指導について理解・納得してもらえるよう努める。

生徒指導関係教員を中心に、児童生徒の安全を最優先とした生徒指導体制を整備する

- 生徒指導事案については、生徒指導関係教員を中心に経緯等を整理し、関係教員から関係する保護者に連絡を入れ、結果を管理職に報告するまでの生徒指導体制を整備する。
- いじめ事案については、各学校で掲げている「いじめ防止等のための基本的な方針」に従い、校内いじめ問題対策委員会において情報共有を行い、組織的な対応を行う。いじめ重大事態に関しては、地区統括官、学校法務専門官、教育委員会事務局と相談のうえ、校内いじめ問題対策委員会においていじめ重大事態としての取り扱いについて検討し、決定する。
- 児童生徒の生命や心身の安全が第一に優先されるため、それらに係わる事案が起こった場合はあらゆることに優先して対応する。
- 関係機関を含む校内での情報共有の仕方については、事案発生前から、各校において情報共有の仕方について事前に確認する。



生徒指導において保護者はチームの一員であり、互いの信頼関係を築くことに努める

- 児童生徒の状況（無断欠席や、けがをした場合、いじめを受けている可能性がある場合等）は保護者に早急に伝える。そのためにも、保護者にすみやかに連絡ができるように情報を得ておく。
- 緊急性が高い場合や事案が複雑な場合など、保護者と確実に共通理解を図りたい場合は、家庭訪問または保護者に来校を求める。
- 指導後に児童生徒の様子心配な場合は、一人で帰宅させず、保護者に連絡して迎えに来てもらうか、または教員が自宅へ送る。
- 児童生徒のことを第一に考え、児童生徒や保護者に寄り添い、信頼関係の構築に努める。
- 保護者の意向を十分に踏まえて対応する必要があるが、理不尽、不当な要求については、毅然とした態度で対応する。また、学校法務専門官に相談するなど、法的視点も持った対応を心掛ける。

日頃から関係機関等と連携を図り、事案が発生した時はためらわず相談をする

- 生徒指導関係教員だけでなく全ての教員が、普段より、SCやSSWとのコミュニケーションをとり、児童生徒一人ひとりの状況について気軽に相談できるよう人間関係を構築しておくことが大切である。
- 生徒指導関係教員や管理職は、警察（少年サポートセンターを含む）や、こども家庭センター・区役所等関係機関と円滑に連携する必要がある。そのため、常日頃より、様々なことで情報交換をしておくことが大切である。
- 事案の内容によっては、医師（学校医）とも連携を取り、得られた情報をもとに、児童生徒の支援に当たる。

客観的事実に基づく記録を作成し保存する

- 生徒指導に関する記録を残すことは、その後の指導方針を確認するためにも重要なことである。
- 生徒指導に関する記録については、主観や憶測を交えず、客観的事実に基づき事実のみを記録し、定められた期間保管することとする。
- いじめ問題対策委員会、不登校対策委員会、生徒指導部会等の会議においては、それぞれ議事録を作成し、学校長の責任において、保存年限を遵守し、保管する。

学校生活のルールや決まり（校則など）は、児童生徒・保護者に事前に周知し、適切に運用する

- 学校生活のルールや決まり（校則など）は、児童生徒、保護者、地域関係者や教職員と十分に協議のうえ、合理的な理由が説明できる内容とし、互いに納得できるものとなるよう心掛ける。
- 学校生活のルールや決まり（校則など）は、児童生徒および保護者に事前に周知する。
- 義務教育段階や高等学校で、懲戒を行う場合は法に則って実施する。
- 義務教育段階では、教育委員会が保護者に対して行う児童生徒の出席停止措置がある。
- 高等学校で行う特別指導は、合理性のある運用をしなければならない。

